



九条はらまち

「はらまち九条の会」会報 No.409

2024(令和6)年5月3日(金)憲法記念日 そうかー!

○「大日本帝国憲法」は1890(明治23)年に施行され1947(昭和22)年5月2日までなので施行期間は**56年間**でした。○現在の「日本国憲法」は1947(昭和22)年5月3日施行ですから今年で**77年**に。

5月3日憲法記念日、本会の活動や「日本国憲法」について考える

1 はらまち九条の会の活動 ①

今回で13年(回)目になりました!

5月3日南相馬市の全新聞にチラシ折込み

○今年も5月3日憲法記念日に南相馬市の全新聞朝刊約1万7千部に、意見広告の「N0 War・護憲チラシ」を折り込みました。この活動は2008年が初めて今年で13年(回)目を数えます。

最近は新聞を購読されない方も増えていて、また市外の会員さんも多いので今年では会報とともに全会員さんに郵送しました。

○チラシの大きさは例年と同じB4判です。表の面は青い空と麦畑を表すウクライナ国旗で反戦・非戦をアピール。裏面は今年1月の**はらまち九条の会**看板への書き込みについて、事務局が答えたもの。書き込みをされた方に届くことを願っています。

STOP! ALL WARS

はらまぢ力高の金

[illegible]

2 はらまち九条の会の活動 2

今年も全国紙に意見広告

○5月3日の全国紙に反戦・非戦を訴える意見広告は、2003年から始まり、今年は「毎日・八重山毎日・東京・読売新聞・琉球新報」の5紙に掲載されました。本会も参加し、また賛同した会員さんの名前もたくさん見つけることができました。

3 5月3日の世論調査（毎日新聞） 改憲賛成が27%、反対が52%

○5月3日の全国紙の改憲に関する世論調査は＜下表＞の通りですが、たいへん注目されます。「毎日新聞」では「改憲に反対」が52%、「朝日新聞」でも「改憲機運は高まっていない」が70%、共同通信でも「改憲は急ぐ必要はない」が65%。この結果は全国の私たち「九条の会」などの護憲や改憲反対運動、地道な日常活動の成果だと思います。ちょっと希望を感じませんか。

新聞名	改憲に賛成	改憲に反対	9条改正の必要・賛否は	記事の見出しは
毎日新聞	27%	52%	賛成49%・反対34%	改憲にしばむ世論
読売新聞	63%	35%	ある53%・ない43%	改憲「賛成」63%
朝日新聞	改憲機運は高まっている28%、高まっていない70% 9条変えない方がいい61%			
福島民報 (共同通信)	改憲は急ぐ必要がある33%、急ぐ必要はない65% 9条改正の必要性は「ある」51%、「ない」46%			改憲論議急ぐ必要 ない65%

○小高区出身の憲法学者鈴木安蔵は土佐の植木枝盛らから学んで、憲法研究会の草案第一条に「主権在民」を明記します。その草案をGHQは「自由主義的」と高く評価し、現在の日本国憲法に受け継がれました。「押し付け憲法」と批判して改憲を主張する人々は歴史から何も学んでいませんし、裏金で法を守らない国会議員になど改憲を語る資格はありません。

余録

「政府は民の立てたもの」法度は自由を護るため官的きや吾儕の雇いもの。高知出身の自由民権思想家、植木枝盛の「民権田舎歌」だ。官的は公務員。短い言葉で民権思想の本質を言い表している▲植木起草の「東洋大日本国憲案」は明治期に民間で作られた「私擬憲法」で最も民主的とされる。早世し、忘れられていた植木の著作を戦前に掘り起こしたのが、福島生まれの憲法学者、鈴木安蔵だ▲「日本国の統治権は日本国民より発す」。鈴木ら在野の学者らが主権在民を明確に規定した憲法草案を発表したのは敗戦の年の12月末。鈴木は植木らの私擬憲法を参考にしたと語っている。約1カ月後に小紙がスクープした政府案は主権在君の旧憲法の骨格を

残していた。政府案を一蹴した連合国軍総司令部(GHQ)も鈴木らの案は「自由主義的」と高く評価した。GHQ草案作成にも強い影響を与えたといわれる▲きょうは憲法記念日。一部に「押し付け憲法」批判があるものの、成立の経緯を考えれば、より良い政治のあり方を模索してきた先人の知恵が脈々と受け継がれていることは確かだろう▲先月末の衆院補選では自民党派閥の裏金問題に対する有権者の厳しい審判が下された。だが、投票率の低さには「国民の厳粛な信託」が果たされているかが心配になる▲自由民権運動の始まりから150年。「民選議院を早く立て 憲法を確かに定めよ。これは今日の急務じゃぞ」。立憲政治の確立を求めた植木らの思いも引き継ぎたい。

2024.5.3

5 講演会・改憲の「緊急事態条項」は必要ない

5月3日福島市のみんなの文化センターで、県内20の民主団体主催の、第44回憲法を考えるつどいで、兵庫県の弁護士「永井幸寿氏の講演会」が開催されました。

○講演では、①現代の災害では憲法の人権を重視した対応を行うことが求められること、②自民党が9条の改憲案とともに掲げている「緊急事態条項」は非常に危険で必要ないもので、現在の法律で十分対応できると強く訴えておられました。

弁護士永井幸寿氏

＜講演要旨＞ ◆憲法に「緊急事態条項」を創設する改憲案は、戦争、内乱、大規模な自然災害などの緊急時に、国会の審議を経ずに政令を出せるようにし内閣の権限を強大にすることです。これは三権分立の大原則を停止し、政府に権力を集中させ一人歩きして必ず権力が乱用される危険があります。◆そもそも憲法は国家権力を縛り、国民の人権や自由を保障する「立憲主義」が大原則です。ですから「緊急事態条項」が成立したら国民の権利を大きく制限し人権侵害の危険が出て、国民が国のために命を捧げることも起きてきます。戦前の旧憲法時代の緊急勅令、緊急財政処分、戒厳令、非常大権と同様のことが起ると想定されます。◆現在自然災害など緊急事態が起きた時でも、憲法54条2・3項の参議院の緊急集会や、個別の法律の災害対策基本法、新型インフルエンザ対策特措法、原子力災害対策特措法などで対処できているので、危険な「緊急事態条項」は全く必要ありません。(文責・事務局山崎健一)

●9条は解釈改憲されて骨抜き状態で、表向きの「9条改憲」よりも実はこの「緊急事態条項」を改憲で加えることを与党は本当は目指している、とも言われています。

